保存版

平成３０年４月２０日

保護者の皆さまへ

新庄市立新庄小学校
校長　長谷部　薫

非常災害時における児童の登下校について

保護者の皆さまには、日頃より本校の教育活動についてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、緊急時における児童の登下校の扱いについては基本的に以下のように対処し、児童の安全確保に努めたいと考えています。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

１．非常災害時における学校としての方針

（１）登校前

①状況を総合的に判断して、「登校」「自宅待機」「時差登校」「臨時休業」の連絡を行います。

※「時差登校」：時間を遅らせて登校

②通学路の安全が確保されない場合や状況が切迫している場合は、保護者の判断で登校を見合わせていただきます。

（２）登校後

①児童が安全に下校できると判断した場合は「通常下校」「一部下校」「緊急下校」を、安全に下校できないと判断した場合は「引き取り下校」により児童を下校させます。

※「通常下校」：通常通りの下校になります。

※「一部下校」：一部の学級や学年のみが早めに下校します。

※「緊急下校」：子ども会ごとや学年ごとに同じ方面ごと、教師引率のもと下校します。

※「引き取り下校」：保護者が学校に迎えに来て、引き渡しの下校となります。

②連絡の取れない児童については学校待機として、保護者に迎えに来てもらいます。

（３）停電時の対応

停電となった場合は給食の実施やトイレ、水道の使用が不可能になりますので、特別な場合を除き、臨時休業となる可能性が高いです。

２．台風の場合

（１）登校前に最上地方に暴風警報（暴風雪警報）が発令されている場合

①原則として午前６時３０分に「登校」「自宅待機」「時差登校」「臨時休業」の連絡をメール配信及びホームページで発信します。（メール登録されていない保護者については、電話により連絡します。：以下省略）

②午前９時まで暴風警報（暴風雪警報）が解除されなかったり、状況が改善されないと判断した時は、原則として臨時休業とします。

（２）登校後に最上地方に暴風警報（暴風雪警報）が発令された場合

①台風の状況を総合的に判断し「緊急下校」または、「引き取り下校」の連絡を行います。
②児童が安全に下校できると判断した場合には、「家庭調査票」の「緊急下校の場合」の記入内容に従って下校させます。
③児童の帰宅が困難であると認めた場合、また戸外での通行が危険であると判断した場合は、教室で児童を待機させ、保護者に学校まで迎えに来ていただきます。

（３）登校中に最上地方に暴風警報（暴風雪警報）が発令された場合

原則として登校します。家を出たばかりで引き返した方がよいと家庭で判断された場合は、保護者引率のもと帰宅させてください。

（４）下校中に最上地方に暴風警報（暴風雪警報）が発令された場合

原則としてそのまま帰宅します。

３．地震の場合

（１）登校前に大きな地震が発生した場合
状況を総合的に判断して、「登校」「自宅待機」「時差登校」「臨時休業」の連絡を行います。

（２）登校後に大きな地震が発生した場合
①地震の規模、ゆれの収まり具合や学校周辺の被害状況などを総合的に判断し「緊急下校」または「引き取り下校」の連絡をします。なお、連絡が取れない児童は、学校待機とし、保護者に迎えに来てもらいます。
②被害が大きく下校が困難な場合は、危険がなくなるまで学校に待機させますので、保護者に迎えに来てもらいます。
③本校は耐震化工事が終了していますので、引き取り下校の場合は、教室に児童を待機させます。

４．大雨・大雪・落雷等で危険な場合

（１）登校前
①原則として、通常通り授業を行います。

（２）登校後
①危険がなくなるまで児童を学校に待機させたり、安全を確認して早めに下校させたりすることがあります。
②下校は「通常下校」「緊急下校」「引き取り下校」の場合に分かれます。

５．インフルエンザによる学級閉鎖などで緊急下校させる場合

原則、給食を食べてからの下校とします。
感染の拡大を防ぐため、該当の学級（学年）は学童保育へは行かず、自宅に帰ることになります。その場合、学童保育等には、学校より連絡をします。